

インフルエンザ 出席停止期間 早見表



発熱



解熱



解熱後

原則

発症した後5日を経過し、かつ、

解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで

(学校保健安全法施行規則第十九条)

例	発症日	発症後5日間					発症後5日を経過			
	0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目	
発症後 1日目に 解熱した場合		解熱	1日目	2日目						登校OK
発症後 2日目に 解熱した場合			解熱	1日目	2日目					登校OK
発症後 3日目に 解熱した場合				解熱	1日目	2日目				登校OK
発症後 4日目に 解熱した場合					解熱	1日目	2日目			登校OK
発症後 5日目に 解熱した場合						解熱	1日目	2日目		登校OK

発症後5日
かつ
解熱後2日

保護者のみなさまへ

インフルエンザの感染拡大防止のため保健室からお願いです。
インフルエンザにかかったかな?と思ったら・・・

- 登校前にお子さまの健康観察を行ってください。
- 発熱やかぜ症状等がある場合は登校を見合わせ、かかりつけの医院など身近な医療機関で受診してください。(発症から約12時間～24時間以上経過しないと偽陰性となる場合があります。)
- インフルエンザの特徴的な症状として高熱がありますが、微熱など症状が軽くてもインフルエンザに感染している場合があります。

インフルエンザ感染予防のために

- 日ごろから十分な栄養と睡眠をとらせてください。
- 人ごみを避け、手洗いうがいやせきエチケットをしっかりと行ってください。

出席停止期間について

詳しくは左の表をご覧ください。

臨時休業(学級閉鎖等)について

インフルエンザによる欠席者が在籍児童の約20%以上に達したときには、まん延を防ぐため3日間程度の臨時休業を行うことがあります。臨時休業中は、できるだけ外出を控えるようお願いいたします。

子どもたちが元気に過ごすことができるよう
ご協力よろしくお願いたします。

※「発症」とは「発熱」の症状が現れたことを指します。
※日数の数えかたは、「発症した日」「解熱した日」は含まず翌日を1日目とします。
※主治医から出席停止期間について指示がある場合はそれに従ってください。